

謝金規程

合同会社G-experience

(目的)

第1条 この規程は合同会社G-experienceの業務に従事し、または協力した場合に支給する謝金に関して必要事項を定めることを目的とする。

2 支給する謝金については、本法人の規程等に特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによるものとする。

(支給対象者)

第2条 謝金の支給対象者は、別表1、別表2の者とする。

(謝金)

第3条 標準業務単価を職務・講師区分に応じ定める。また、役務に必要である旅費に関しては、近距離（100kmまで）は謝金に含めて支給し、源泉徴収を行うこと。遠距離（100km以上）に関しては謝金とは別に、第4条に定める規程を適用する。

2 別表1、別表2の謝金の額は、単価の上限を定めたものであり、この範囲内で単価を決定するものとする。

第4条 (交通費及び宿泊費等の支給)

第2条に定める謝金対象者のうち、遠距離（100km以上）から業務に従事し、または協力した場合には、第3条に定める謝金に加えて、交通費及び宿泊費等の実費の立替精算もしくは法人事務局にて電車・飛行機等の最短経路を積算した交通費を支給する。

(例外規程)

第5条 特別の事情があるときは、別表の単価を基準として、加減することがある。また年度内の支給金額変更については、総社員の同意をもって行うこととする。

附則

2019年10月1日制定適用

2020年6月1日改訂

2023年7月1日改訂

別表1：講演会等謝金

区分	内容	単位	単価（円）【上限】	摘要

特別講演謝金	本法人が実施する外部向けフォーラム等における講演業務。記念講演的な性格を有し、特別なテーマで、外部の著名人等に講師を依頼する場合	回	100,000円	
一般講演謝金	特別講演以外のもので、外部の講師を依頼する場合	回	50,000円	
研修謝金	役員若しくは社員に対する研修業務	時間	10,000円	
講師謝金	学生・生徒・児童に対する授業講師業務（専門性を有する。大学教授、会社代表程度）	回	30,000円	
	学生・生徒・児童に対する授業講師業務（一般）	回	10,000円	
アルバイト謝金	本法人が実施する外部向けフォーラム・イベント等における補助業務	時間	1,600円	

1) 謝金対象者が公務員の場合は、事前に業務依頼書の有無及び謝金額について問合せるなど、要望等に応じて減額調整を行うこと。

2) 一般講演の場合は、講演時の拘束時間、往復の所用時間、講演内容や職位等を勘案して調整する。

別表2：専門知識（指導・助言・技術指導等）の提供

区分		単位	単価（円）【上限】	所得種別	備考
専門知識の提供	全体責任者級	時間	8700	報酬料金等 ※源泉に関しては後述	実務時間あたりの謝金額／受託単価規程を適用
	事業責任者級	時間	5100		
	担当責任者級	時間	4600		
	担当者級	時間	3600		
審査（倫理委員会等での審査）	外部委員	回	50000		高度な専門知識が必要な審査等

					を行う場合
評価（評価委員会等での評価）	外部委員	回	50000		外部評価委員会やアドバイザリーボードでの評価を行う場合
会議（委員会等への出席）	外部委員	回	20000		定例会議に出席する場合、開催頻度・所用時間等で調整
原稿作成	日本語原稿	400字	2500円		取材等が必要な場合は、別途代表社員の定めるところによる
	英語原稿	300語	5000円		

※上記に該当しない場合、類似するものに準じて取り扱うこととする。該当項目が不明の場合は、代表社員と相談の上、取り扱うこと。